

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和 8 年 4 月 30 日
※受理番号	19-20
※備考	

変更届出書

令和8年4月30日

福岡市長 様

有限会社大穂商事
代表取締役 大穂智子
福岡市早良区野芥四丁目22番3号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス野芥店
福岡市早良区野芥四丁目48番37号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

位 置	収容台数
建物西側〔資料-3 建物配置図(変更前)上・駐輪場〕	20台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側〔資料-4 建物配置図(変更後)上・駐輪場②-1〕	16台
建物東側〔資料-4 建物配置図(変更後)上・駐輪場②-2〕	4台
合 計	20台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前8時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時30分

(変更後) 午前7時30分～午後9時30分

3 変更する年月日

令和8年5月1日

4 変更する理由

営業政策による

